

令和7年 議案第13号

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
上記の議案を提出する。

令和7年3月31日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、所管するみよし市給食協会が令和7年4月1日に法人格を取得することにより、事務分掌を改正する必要があるからである。

令和7年3月31日

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 学校教育課（学校給食センター）が所管するみよし市給食協会が令和 7 年 4 月 1 日に法人格を取得することにより、当協会の事務を執行する必要がなくなったため事務分掌の見直しを行う。

【内 容】 事務分掌の見直し（別表関係）
別表に掲げている学校教育課の事務分掌の中から、「給食協会に関すること」を削除する。

【施行期日】 令和 7 年 4 月 1 日

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和 5 7 年三好町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表教育部学校教育課の項中第 4 2 号を削り、第 4 3 号を第 4 2 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(事務分掌) 第4条 前2条に規定する部及び課における事務分掌は、別表のとおりとする。 別表（第4条関係） 教育部 学校教育課 (1)～(41) 略 (42) 略 スポーツ課の項以下 略	別表（第4条関係） 教育部 学校教育課 (1)～(41) 略 (42) <u>給食協会に関すること。</u> (43) 略 スポーツ課の項以下 略